

令和元年度第4回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日時 令和2年1月14日(火) 14時00分から15時50分まで
場所 平塚市役所本館5階 519会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、数田委員、市川委員、白石委員、小宮委員、曾我委員、河邊委員、西田委員
(9名)
市理事者 落合市長
(1名)
事務局 環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施設管理担当課長、環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推進担当長、環境施設課施設整備・広域担当長、環境施設課リサイクルプラザ担当長、環境施設課破碎処理場担当長、上家主査、大森主任
(12名)
傍聴者 あり
(1名)

《諮問書の手交》

○次の諮問書を平塚市長から原田会長に手交する。

- ・「一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について」

《以下、審議会の開催》

○市長挨拶

(事務局)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は、総勢11名でございます。本日の出席は9名となっております。「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、よって会議は成立しておりますことを併せて御報告いたします。また、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、本日の審議会は公開としております。傍聴者は1名でございます。それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いします。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、令和元年度第4回平塚市廃棄物対策審議会を開会します。先ほど、市長から諮問いただきました、議題(1)「一般廃棄物処理手数料に係る生活保護減免制度の廃止」について、議論を進めたいと思います。資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 諮問書の写し(減免の見直し)
- ・資料2 一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について(論点の整理)
- ・資料3 生活保護減免制度廃止に係る意見照会の結果について
- ・資料4 一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について(答申書素案)
- ・資料5 平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直し(答申素案)

そして、本日、机上に配付しておりますのが「次第」です。不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)
不足書類なし。

(事務局)

資料1を御覧ください。先ほど市長より手交されました減免の見直しに係る諮問書の写しです。資料表面は、先ほど市長が読み上げた諮問書本文です。裏面を御覧ください。諮問理由が記載されております。

事務局 諮問書読み上げ

(事務局)

続きまして、資料2を御覧ください。平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の内容を始め、諮問事項に対する論点を整理したものです。各委員には第3回審議会後、12月2日から12月13日にかけて意見照会させていただきました。照会の際に同封いたしました資料と内容が重複する部分がございますが、改めて御説明いたします。資料2は、パワーポイントで作成しておりますので、1面の上下に1シートずつ印刷されております。各シートの右下にナンバーを記載しておりますので、併せて御確認ください。シート1は、表紙ですのでシート2から御説明いたします。

シート2は、該当条文です。条例第32条で減免対象として生活保護法による生活扶助を受けている者を規定しております。

シート3以降は、厚生労働省のホームページや検討会資料等を引用し掲載しています。

シート3は、生活保護法の趣旨、最低生活費の概念、支給される保護費の額の説明となります。

シート4は、生活保護法における扶助の種類と支給内容です。廃棄物の処理手数料と関わってまいりますのは、表の上段、日常生活に必要な費用として支給される生活扶助です。

シート5・6は、厚労省の資料による統計です。シート5では、受給者数の推移は平成27年をピークに減少傾向にあるということ、シート6では、構成割合の推移として高齢者世帯が増加傾向にあるということが分かります。

シート7・8は、生活扶助の基準がどのように決められてくるかという説明になります。現在は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかを検証する水準均衡方式が採用されております。検証は、5年に1度行われる全国消費実態調査の消費支出データに基づき行われております。

シート9では、検証方法を記載しています。65歳以上の高齢単身世帯及び夫婦子1人世帯をモデル世帯として比較分析を行っているとのこととです。

シート10は、生活扶助相当額の説明ですが、生活費にあたる消費支出の費目は、「食料」、「住居」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」等10区分に分類され、これらは「食費等個人的費用」及び「世帯共通費用」に振り分けられます。2つの費用を合わせて「生活扶助相当支出額」としてあります。

シート11は、一般廃棄物処理手数料が生活扶助相当支出額の中に含まれるか否かという点を整理しております。全国消費実態調査における消費支出10区分の「家具・家事用品」に「粗大ゴミの処分代」及び「他の清掃代」が分類されております。個々の内容を見ますと、粗大ゴミの処分代には粗大ゴミの回収料金や家電リサイクル代が例示されており、他の清掃代には汲取り料や浄化槽清掃代が例示されていることから生活扶助の基準に算定されているということが確認できます。

シート12は、シート1からシート11までの資料に基づき、本市の生活保護受給者に対する減免は適切かという点でまとめております。シート11で御確認いただいたとおり、粗大ゴミの処分代やし尿の汲取り料等は、生活扶助の基準に算定されていることから、条例上に減免を置くことは同一経費に対する二重給付の状態になっていると考えられます。したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべて保護費でまかなうべきとされている点、生活扶助の基

準は水準均衡方式により5年に1度適切に検証が図られている点、同一経費に対する二重給付の状態は、一般排出者との間での公平性を欠く恐れがある点を考慮いたしますと、生活保護受給者に対する減免は廃止すべきと結論づけたところでございます。

シート13は、廃止に伴う影響についてです。本市の過去3か年の減免の実績は表のとおりです。影響額の試算は、1人あたりの定額料金が決まっている「し尿」で見ますと、令和2年4月1日以降の改定料金月額700円計算で年額8,400円となります。

シート14は、生活保護制度をとりまく現況についての情報提供です。直近の厚生労働省の部会で、年齢、世帯人員、居住地域の3要素による検証では、消費実態との乖離が生じていることが確認されたため、保護費の是正が必要であるとされました。ただし、その場合も世帯への影響に十分配慮する、検証結果を機械的に当てはめることのないようにとの指摘も付されています。そうした指摘もあり、減額の幅は5%以内にとどめ、3か年に分けて段階的に実施するというものとなり、令和元年度はその2年目に当たっています。

シート15は、本市の減免を廃止する時期についてです。前提として、生活扶助の中には一般廃棄物処理手数料相当額が含まれており、同一経費に対する二重給付の状態であるため減免の廃止は避けられない状況であると考えられます。このことから、減免は直ちに廃止すべきとするところではありますが、令和2年4月1日に本市の一般廃棄物処理手数料の額が改定され、加えて生活保護費の減額是正が3か年かけて実施されている最中であり、とりわけ高齢者世帯への影響が大きいこと、本市の生活保護受給世帯の約6割が高齢者世帯という実態があること等を考慮しますと、処理手数料の区分ごとに段階的に廃止する等、生活保護受給者の生活への影響が過大とならないよう廃止時期を考慮する必要があると考えています。

以上のことから、廃止の妥当性及び廃止時期についてシート16でまとめております。廃止の妥当性については、実質的な二重給付状態になっている現状から生活保護受給者に対する減免の継続は、排出者間の公平性等の観点から適当ではないが、その廃止の時期については、生活保護受給者を取り巻く様々な環境から処理手数料の区分等段階的に廃止し、生活への影響が過大とならないよう考慮するといったしました。

続きまして、資料3を御覧ください。

生活保護受給者に対する減免について、令和元年12月2日から12月13日まで、各委員に対し事前に意見照会を行いました。資料3は、2名の委員から頂きました御意見と事務局の回答でございます。整理番号1番は、減免の廃止は妥当であるという御意見でした。整理番号2番は、制度上の解釈について異議はないが、段階的に廃止とする処理手数料の区分と時期についての御意見でした。事務局の回答としては、生活保護受給者への減免の廃止は必要ですが、その生活への影響が過大とならないよう考慮する必要から段階的に実施し、まずは、生活排水処理として関連がある下水道使用料の減免廃止と歩調を合わせる形で「し尿」から廃止していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。それでは、資料2の論点の整理及び資料3の事前に各委員から頂いた意見等をもとに、事務局の方で答申の素案をまとめていただいておりますので内容の確認をしたいと思います。答申の素案について、事務局は読み上げをお願いします。

(事務局)

それでは、資料4の答申の素案を読み上げさせていただきます。

事務局 答申書素案読み上げ

(会長)

ただいま、事務局から答申の素案を読み上げてもらいました。本件は、生活保護受給者に対し、一般廃棄物処理手数料相当額が含まれている生活扶助が支給されていることと、処理手数料が減免されていることが実質的な二重給付にあたり、受益者負担の観点からも排出者間に不公平が生じることがポイントだと思います。素案のとおり、生活保護受給者への減免を廃止すべきとすることは、各委員への意見照会の結果からも御理解いただけていると思います。ただし、その廃止時期については、生活保護費が減額されていること等を踏まえると、生活への影響が過大とならないように配慮すべきではないかと考えているところですが、何か御意見、御質問はありますか。

(全委員)

なし

(会長)

それでは、答申の素案に記載されている理由のように、生活扶助の中から一般廃棄物処理手数料等は支払われるべきものであり、排出者間の公平性等の観点からも生活保護受給者への減免制度を継続することは適当ではないとし、当該減免制度の廃止を進めるにあたっては、段階的に制度を廃止すること等によって、生活保護受給者の生活への影響が過大とならないよう考慮されたいという内容で答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。それでは、答申の素案から「素案」を削除してください。

次に、議題(2)一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、議論を進めてまいりたいと思います。3つのテーマの議論を第1回から第3回まで行ってまいりましたが、その議論をもとに、事務局の方で答申の素案をまとめていただいておりますので、内容の確認をしたいと思います。事務局は説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料5を御覧ください。

まず、表紙の裏面、目次を御覧ください。「1.はじめに」から始まり、「2.現計画の検証」は、令和2年度が最終年度となる現計画上の「ごみの排出抑制・減量化」、「資源化」、「最終処分量」についての進捗状況及び上位計画の環境基本計画上の温室効果ガス(CO₂)削減の進捗状況についてまとめております。「3.次期計画の方向性」は、現計画で見てきた温室効果ガス(CO₂)削減の更なる取組が必要であるとした基本理念や基本方針をまとめております。第1回から第3回まで御審議いただいた「食品ロス対策」、「プラごみゼロ対策」及び「高齢化対策」の3点は、重点項目としてまとめております。「4.数値目標」は、次期計画における数値目標の考え方を記載し、「5.おわりに」で答申をまとめております。

それでは、各項ごとの御説明に入りますが、全文を読み上げるのではなく、各項ごとに概略を御説明させていただきます。

1ページ目、「1.はじめに」は、地球規模の気候変動や温暖化の問題の顕著化、国内における廃棄物問題に対する行動目標や計画が矢継ぎ早に発表されてきたことを受け、今回の諮問に至った経過と答申に向けた審議経過を記載しています。

2 ページ目、「2 . 現計画の検証」は、現計画の最終目標年度である令和 2 年度に向けて「ごみの排出抑制・減量化」、「資源化」及び「最終処分量」の 3 つの数値目標を掲げており、その進捗状況を記載しています。「ごみの排出抑制・減量化」は、現計画の最終年度である令和 2 年度の目標値を全体排出量、家庭系の資源再生物を除いた排出量ともに平成 2 9 年度時点で達成しており、堅調に推移しています。「資源化」は、未達成となっておりますが、ごみの排出量が減少したことを受け、焼却残渣による資源化量が減少したことや古紙や空き缶の排出量も年々減少してきている影響と考えられます。「最終処分量」は、平成 2 5 年度に新たな環境事業センターが稼働し、焼却残渣の資源化を開始して以降、大幅に減少したところであり堅調に推移しています。3 ページ目に移りまして、環境基本計画上の温室効果ガス(CO₂)排出量の削減目標は、令和 8 年度には平成 2 5 年度との比較で 5 . 1 %の削減を掲げておりますが、平成 2 9 年度の実績値で 1 0 %増加している状況です。温室効果ガス(CO₂)排出量の算出には廃棄物部門のごみの焼却量と合成樹脂類の割合等ごみの質の問題も大きく関わってまいりますので、削減は欠かせないということを踏み込んで記載しております。

4 ページ目、「3 . 次期計画の方向性」を御覧ください。「基本理念」については、現計画でごみの排出抑制・減量化は予定を上回って進み、最終処分量の削減率も大幅に向上したことから、現計画で掲げられている多くの理念は継承しますが、地球温暖化対策への貢献として廃棄物部門の更なる取組が必要であることから、低炭素化、循環型社会を更に進めた地域循環共生圏の形成、生物多様性を維持した共生社会の実現についても踏み込んで記載しております。「基本方針」については、基本理念の実現に向けて経済的、社会的、環境的側面のバランスがとれた施策を貫くことが重要であり、更に取組を促進するために、重点項目として 3 つのテーマを設定し、市、事業者及び市民がそれぞれの視点を保持して課題解決に立ち向かう必要があることを記載しております。

5 ページ目、「重点項目」を御覧ください。第 1 回から第 3 回までの審議の過程で、3 つのテーマごとに各委員からの御意見等をまとめております。

それでは、1 点目の「食品ロス対策」から御説明いたします。食品ロスの発生抑制と食品リサイクルの環の観点から整理いたしました。

視点 「家庭内の食品ロスを削減するのに有効な方法」については、本市の調査で、家庭の可燃ごみのうち 4 6 . 9 %が生ごみであり、そのうち未開封のまま可燃ごみとして廃棄されているものが 5 . 6 %もあることから、「長期保存に適していないものは冷凍保存」、「フードバンクへ寄付」、「水切り・食べ切り・使い切りの 3 切りの普及推進」及び「消費期限と賞味期限の違いの啓発」等の取組が挙げられました。

視点 「消費者がスーパー等で買い物をする際に有効な方法、及びスーパー等が消費者に対し食品を販売する上で留意すべきこと」については、自宅で食品ロスを発生させないために、「安くても無駄な買い物はしない」、「使い切れるかを判断して購入する」、「冷蔵庫等の中身を確認してから買い物に出る」や「食べ残しを防止するため、量り売りや小売りを利用する」等の取組が消費者視点として挙げられました。また、事業者の視点として、「弁当等を売り切るために、価格を半額にする時間帯を早める」、「賞味期限が近い商品の調理方法の情報提供を行い購買意欲を高める」、「規格にあわない食品をフードバンクへ寄付する」といった取組が挙げられました。

6 ページ目に移ります。視点 「消費者が外食時に食品ロスを削減するための留意点、及び外食産業が消費者に食品を提供する上での留意点」については、提供側には「食べ切れるだけの量を注文するよう注意を促す」、「宗教的理由、病気やアレルギーに限らず、好き嫌い等の理由により食べられるものが限られている方に対応したメニューや表示」、「残った食材は違う料理に工夫して使う」等の取組が挙げられました。消費者と提供側双方について、食べ残した料理を持ち帰る取組が進まないのは、自己責任であるという認識がまだ定着していないという課題があり、また、キャンセルの連絡もなく予約当日に来店されないために発生する食品ロスも多いようですが、双方の食品ロスへの意識を高めることで削減できるのではないかと御意見もございました。

7 ページ目に移ります。視点 「食品廃棄物の減量化、資源化を推進する上で有効な方法」については、食品廃棄物の飼料化、肥料化、メタン化等により再資源化していくことのほか、余った食材の情報を食品関連事業者等で共有して、需給のバランスを地域内で最適化する仕組みを目指していくため、平塚市にはリーダーシップを発揮するようとの御意見でした。

視点 「フードバンク活動を市内に広げる方法」については、フードバンクの社会的価値はとて高きとする御意見が各委員から挙がりましたが、フードバンクひらつかにおいては、支援先の増加に伴い、供給量が不足している状況にあるということから、社会貢献活動に力を入れている企業とフードバンクを橋渡しするシステムとネットワークの展開が重要とのことでした。

引き続き、2 点目の「プラごみゼロ対策」を御説明いたします。8 ページを御覧ください。プラごみの発生抑制と適正処理を入口対策、散乱したプラごみへの対応を出口対策として整理いたしました。

視点 「ワンウェイプラスチックの削減に有効な取組」については、厚生労働省が、令和元年12月に容器包装リサイクル法の省令を改正し、令和2年7月1日からスーパーやコンビニ等で利用されるレジ袋を有料化していくとしております。それを契機に、環境にやさしい紙や布等の素材に代わっていくことへの期待、継続した取組であるマイバッグ持参率を上げていくためには、対象者ごとにきめ細かい対策を考えていくべきであるとの御意見も頂きました。

視点 「焼却ごみに含まれる合成樹脂類を減らす方法、プラスチック製ごみ袋を短・長期的に削減する方法」については、プラスチック製ごみの処理においては、マテリアル、ケミカルそしてサーマルリサイクルする取組を継続して実施すること、日本がワンウェイの容器包装廃棄物が世界で2番目に多いとの実態を捉え、少量排出の諸外国から学ぶ必要があること、市民に対しても安易に可燃ごみに含めて出すのではなく、資源再生物として出してもらうことを広報するとともに、排出する際の洗浄レベルに戸惑いを覚えないよう具体的な例示に努めるべきであるという御意見も頂きました。

9 ページ目に移ります。視点 「陸域における散乱ごみの抑制方法」については、海岸に漂着しているごみのほとんどが陸地で発生し河川を通じて流れ出たものであるという実態から、街中や河川の清掃が関係団体やボランティア等により既に実践されています。また、家庭外から出るプラごみを事業者等において回収する場の確保が必要ということと、消費者個人にごみを出すメリットを提示することで、散乱ごみの減少と経済的な地域振興が同時に図られるのではないかと御意見も頂きました。

引き続き、3 点目の「高齢化対策」を御説明いたします。10 ページを御覧ください。今後、一層進んでいく在宅医療に伴う廃棄物施策の展開を想定し整理いたしました。

視点 「今後、在宅医療廃棄物の増加に伴い留意すべき点」については、現在、鋭利かつ感染性のある医療系廃棄物は専門機関が引き取り処分することになってはいますが、個人での運搬が困難な方に対する支援の仕組みが必要になるとの御意見を頂きました。

視点 「分別区分に沿ったごみ出しが困難になる高齢世帯への対応」については、平塚市が現在も行っている福祉収集やふれあい収集の継続のほかに、今後は分別に困難を覚える方が多くなると予想し、NPOやボランティアに支援を求める仕組みづくりが必要であるとの御意見を頂きました。

視点 「エレベーターの設置のない集合住宅に入居する高齢世帯への支援」については、まずは自治会による対応がどのように取られているかを把握し、対応できない部分は、生きがい事業団等の事業者と協力を依頼することも考えられるので、市は支援策について検討することと御意見を頂きました。

視点 「福祉系施設から排出されるオムツへの対応」については、高齢化と比例して増加する使用済紙オムツの減量化・資源化に向けては、国や先端研究の事業者等から情報収集を行いながら進めていくことが重要であるとの御意見を頂きました。

視点 「高齢化を背景としたごみ屋敷や遺品整理による廃棄物への対応」については、遺品整理の分別作業と廃棄物処理は別事業であり、法的な棲み分けのもと、市民等が安心して利用できる環境の周知を行うことが求められるとの御意見を頂きました。

視点 から までが、前回審議会までで各委員から頂いた御意見を基に具体的な実践に向けた視点で

ございます。

引き続き、12ページ、「4.数値目標」を御覧ください。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の排出原単位等の数値目標のほかに、温室効果ガス（CO₂）削減に寄与し、効果測定可能な新たな数値目標を設定することが望ましく、特に食品ロス対策やプラごみゼロ対策の点から個別目標を設け進捗管理することといたしました。

「5.おわりに」については、第1回から第3回までの審議は、平塚市の一般廃棄物処理基本計画の改定を目指して、精力的に行い、地球温暖化対策の問題を意識した議論も行うことができたことにも言及しまとめております。

（会長）

ありがとうございました。今回の答申は、国連等の世界規模の流れを受けた国内の動きから始まり、現計画の検証、次期計画の方向性、重点項目、数値目標及びまとめといった順を踏んだ構成になっています。事務局に1つ確認です。今回の答申は、平塚市の一般廃棄物処理基本計画の全面改定に向けた提言ということだと思いますが、本年を含めて現計画の終了までまだ2年度もある中で、この時期に出す答申の取扱いというのはどうなるのでしょうか。

（事務局）

令和2年度に、計画改定に向けた作業を事務局が行う際、審議会で議論いただいた内容を尊重させていただきます。

（会長）

ありがとうございます。他に何か御意見等はございますか。

（委員）

参考資料として答申に諮問書を添付した方が良いのではないのでしょうか。そうすることで経緯が分かりやすくなります。

（事務局）

添付することにいたします。

（委員）

概要で結構なので、諮問理由を確認させてください。

（事務局）

一般廃棄物処理基本計画は、市内の廃棄物処理を定めたものですが、昨今、国レベルにおいて廃棄物に関連した計画等が策定されております。そうした社会状況の変化を市の処理計画においても反映するため、具体的な審議テーマとして「食品ロス対策」「プラごみ対策」「高齢化対策」に関し諮問させていただいたというものです。

（会長）

他に何か御意見等はございますか。

（委員）

今回の諮問、そして答申に至った背景としてSDGsがあると思います。そのSDGsが示している

開発目標の達成に向けて、全面改定する一般廃棄物処理基本計画は、国や県の指針に基づいて目標数値を設定するのか、それとも平塚市独自の目標数値にするのか、いずれにしても何か具体的な数値を定めた方が良いと思います。

(会長)

今の御意見は重要な視点だと思います。国連や国等が示す数値を参考に、目標数値を設定していくものだと思いますが、ここで大事なことは、容易に達成できる数値を設定しても意味がないということだと思います。他に何か御意見等がありますか。

(委員)

2点質問があります。

- ・答申素案の2ページ目の記載について、元号は、改元があったので「平成」は「令和」に修正した方が良いのではないのでしょうか。また、排出原単位を示す「一人一人当たり」は、環境省が用いる言語に倣い「一人一日当たり」に修正した方が良いのではないのでしょうか。
- ・同2ページ目の「資源化」について、資源化率が目標をクリアしていないが、どういった理由からなのでしょう。可燃ごみの中に資源再生物が混入している等の理由でしょうか。また、総資源化量の中には飛灰の資源化が含まれているのでしょうか。

(事務局)

1点目の御指摘については、御指摘のとおり修正いたします。

2点目の御質問について、資源化率は、ごみの総排出量を分母に総資源化量を分子として算出しています。資源化率としては、目標に到達していないものの、総資源化量の減量は、ごみの総排出量の減量にもつながることなので、良い側面もあると考えています。あくまで計画上、想定していた総資源化量の削減幅が、ごみの総排出量よりも大きかったことが要因です。同「資源化」の項には、例示として「古紙や空き缶類」の排出量が少なかったことも上げております。また、本計画は新たな環境事業センターの稼働実績が十分に得られない中で策定したものであるため、推計上のズレが生じたことも1つの要因と考えられます。可燃ごみの中に資源再生物が混入している可能性については、ごみの種類別組成以外の3成分に占める可燃分の割合が増加していること、1 m³あたりの重量を示す単位容積重量の値が年々減少していること、焼却場のごみの発熱量の値が高位で推移していること等から、容器包装プラスチックが可燃ごみに混入している可能性が高いものであると推測しています。飛灰については、資源として活用しておりますので、総資源化量の中に含めております。

(委員)

3ページ目の「環境基本計画上の目標値」を記載した理由は何でしょうか。

(事務局)

現在の計画は、一般廃棄物処理計画であるため、地球温暖化対策に関する内容は明記しておりません。しかし、昨今の国連や国といったレベルでの議論や本市の環境部門における上位計画で掲げている数値目標の達成を考えたとき、改定時には、全施策に通底するものとして温室効果ガス(CO₂)排出量の削減を意識する必要があります。そうした意味において、これまでの廃棄物計画上の目標値と区分して「環境基本計画上の目標値」を記載いたしました。

(委員)

12ページ目の「4.数値目標」について、審議会の中でも具体的な目標値の設定までにはいかなか

ったと思います。ここでは、「4. 数値目標設定方法の考え方」等と表記した方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

修正いたします。

(委員)

2ページ目の「ごみの排出抑制・減量化」において、現状の分析として、排出量の減量が堅調に推移しているとのことですが、現状の分析を活かして、令和2年度以降の具体的な数値目標の設定については、どのようにお考えですか。

(事務局)

現段階において、国の第四次循環型社会形成推進基本計画が2025年度に目標としている排出原単位をクリアしておりません。したがって、一人一日当たりのごみ排出量850グラム、家庭系ごみの一人一日当たりのごみ排出量440グラムといった同基本計画に示されている数値が、新たな目標値となると考えております。また、これ以外にも、全てのテーマに通底している温室効果ガス(CO₂)排出量の削減に寄与する施策の幾つかは、独自に設定したいと考えております。例えば、プラごみ対策の一環としてマイバッグ持参率といったものが考えられますが、施策実施に対する影響等を計画の改定時には考慮しながら検討したいと思っております。

(委員)

今回提示されているのが、素案ということなので、今後、答申に至るまでの流れを確認させてください。

(会長)

各委員の日程調整等、第5回を開催することは難しいと思っております。今後は、各委員から頂いた意見を踏まえ、事務局で修正してもらったものを私と調整し答申に仕上げていくようになると思っております。

(委員)

令和元年度の審議会が本日で最後であるならば、修正した答申を目にする機会がないので、質問させていただきます。

(事務局)

修正後の答申は、各委員へ送付いたします。

(会長)

それでは、本日御意見・御指摘いただきました部分を会長預かりとさせていただきます。今後は事務局と私の方で調整させていただき、答申としてまとめてまいりたいと思っております。本件に関しては、今回の審議で答申作成までは御了承いただいたということで対応させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(会長)

ありがとうございました。それではその他で何か事務局からありますでしょうか。

(事務局)

御審議ありがとうございました。答申に関しては、会長から市長に手交いただくと思います。日程については、改めて調整させていただきます。

(会長)

了解いたしました。

では、本日の審議会を持ちまして、現在の委員の任期では最後の会合となります。そこで、委員の皆様には最後に、一言ずつ、感想をいただければと思います。

各委員からの感想

(会長)

ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和元年度の平塚市廃棄物対策審議会を終了とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。

以上